

第2編 武力攻撃事態等への対処

第1章 実施体制の確立

第1節 実施体制の確立

1 町の実施体制

武力攻撃事態等における町の実施体制については、多数の死傷者や建造物の破壊等の事案の発生後、国において直ちに事態等の認定がある場合は、国民保護対策本部を設置するが、当該事案の発生後、その事案の原因が不明であることなどから、国において直ちに事態等の認定がない場合（以下「原因不明の事案が発生した場合」という。）は、迅速かつ的確に初動対処を実施するため、事案に応じて、豊能町災害対策本部又は豊能町危機管理対策本部（仮称）を必要な期間、設置する。

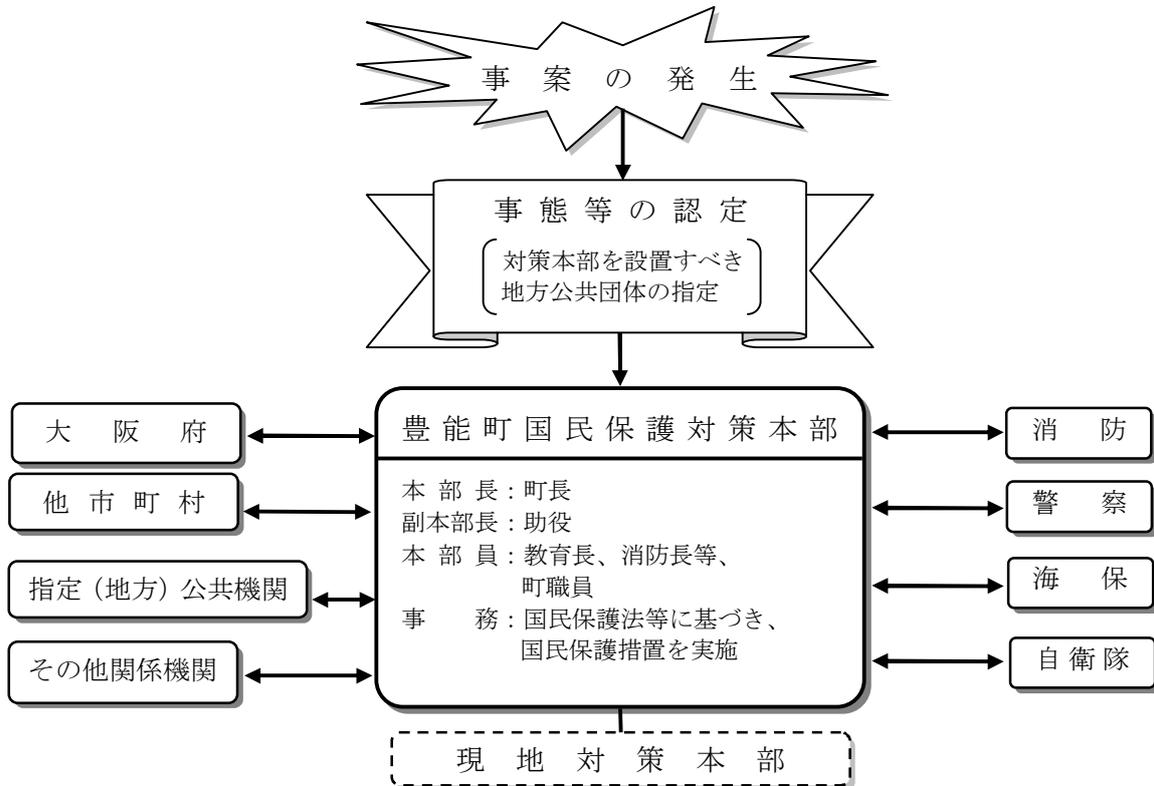
(1) 事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合

ア 町国民保護対策本部

事案の発生後、国において直ちに事態等の認定がなされ、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）・知事を経由して、本町が対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたときは、町長は、直ちに豊能町国民保護対策本部を設置し、町及び町域内の関係機関が実施する国民保護措置の総合的推進を図る。

なお、町長は、本町が対策本部を設置すべき地方公共団体の指定が行われていないときで、本町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合は、内閣総理大臣に対し知事を経由して対策本部を設置すべき指定を行うよう要請する。

《図：事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合》



(2) 原因不明の事案が発生した場合

ア 初動連絡体制

多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、総務部長は直ちに町長へ報告し、指示を受け、事案の状況に応じ、防災・危機管理組織を活用するなどして、速やかに必要な初動連絡体制を確立し、情報の収集・分析、応急対策の検討等を行う。

イ 豊能町災害対策本部又は豊能町危機管理対策本部（仮称）

原因不明の事案が発生した場合には、住民の生命、身体及び財産を保護するために初動的な対処が必要であることから、当該原因不明の事案が発生した場合における事案の態様が災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合にあっては、豊能町災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づき、応急対策を実施する。また、該当しない場合にあっては、豊能町危機管理対策本部（仮称）を設置するなどして、関係機関との調整等に基づき、消防法、その他の法令の規定を活用して、応急対策を実施する。

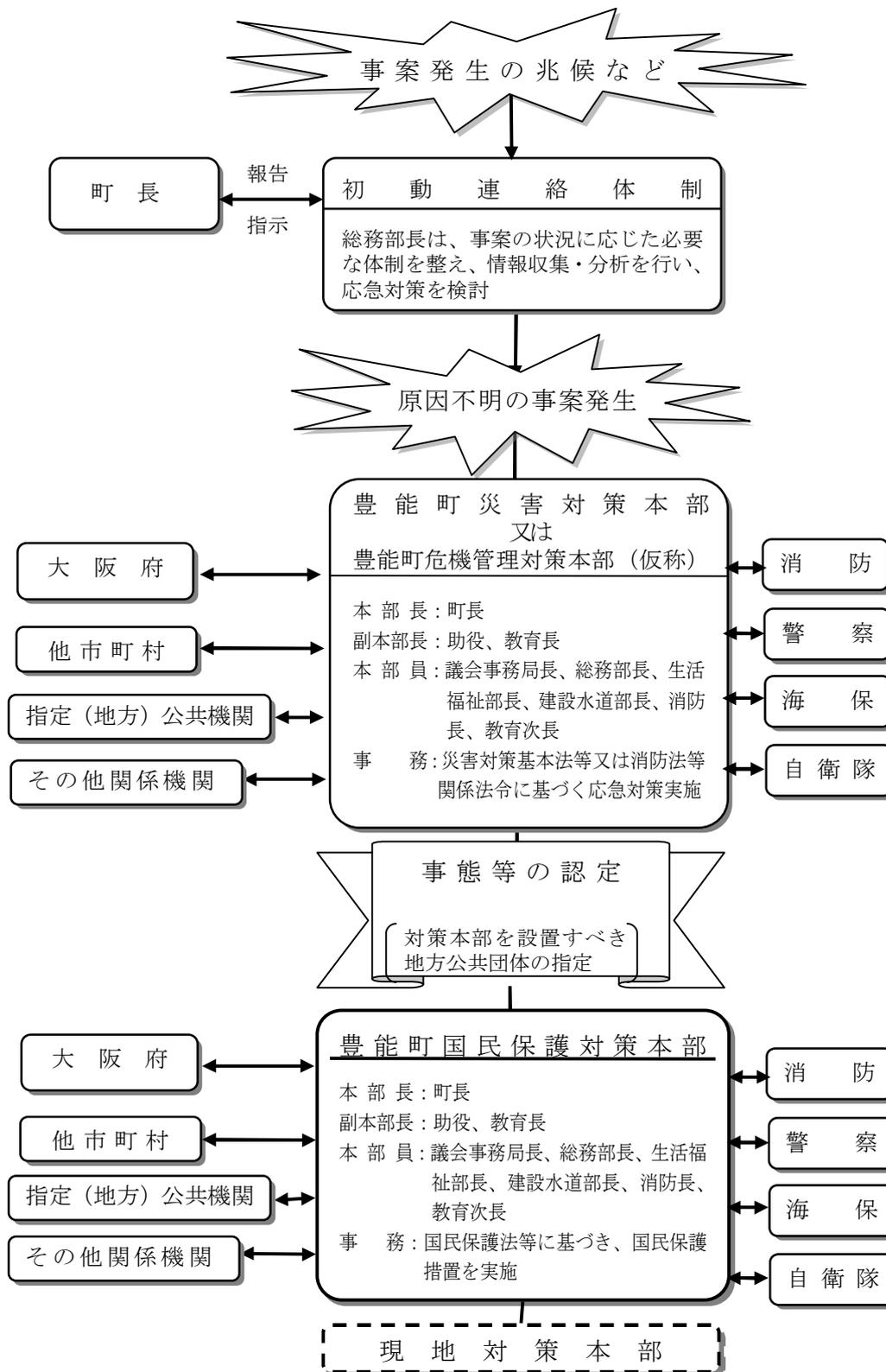
なお、豊能町災害対策本部又は豊能町危機管理対策本部（仮称）を設置した後に、

政府において事態等の認定が行われ、本町が国民保護対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知があった場合は、町災害対策本部又は町危機管理対策本部を廃止し、直ちに町国民保護対策本部を設置する。

ウ 豊能町国民保護対策本部

前記(1)と同様、町国民保護対策本部を設置する。

《図：原因不明の事案が発生した場合》



第2節 豊能町国民保護対策本部の設置等

1 豊能町国民保護対策本部の設置

町長は、内閣総理大臣から対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合、直ちに豊能町国民保護対策本部を設置する。

(1) 対策本部の組織等

ア 対策本部の組織

本部長	町長
副本部長	助役
本部員	議会事務局長、総務部長、生活福祉部長、建設水道部長、 消防長、教育次長

イ 対策本部の所掌事務

- (ア) 国民保護措置の実施に関すること。
- (イ) 情報の収集、伝達に関すること。
- (ウ) 職員の配備に関すること。
- (エ) 関係機関に対する応援の要請及び応援に関すること。
- (オ) 他市町村との連携に関すること。
- (カ) 現地対策本部の設置に関すること。
- (キ) 府の現地対策本部との連携に関すること。
- (ク) その他国民保護に関する重要な事項の決定に関すること。

ウ 対策本部会議

対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進するため必要がある場合、本部長（町長）は、副本部長及び本部員を招集して、対策本部会議を開催する。

なお、本部長（町長）は、緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、国や府、公共機関の職員の出席を求める。

エ 対策本部の事務局

対策本部の事務を処理するため、対策本部に事務局を置く。

(2) 対策本部長の権限

対策本部長は、町域における国民保護措置を総合的に推進するため、次の権限を適切に行使し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。

区 分	権 限 内 容	要 請 先 等
総 合 調 整	国民保護法の規定に基づき、必要な範囲内で、国民保護措置に関する総合調整	・ 関係機関
情報提供の求め	国民保護措置の実施に関し、総合調整の必要がある場合の情報提供の求め	・ 府対策本部長
実施状況の報告、 資料提出の求め	町域に係る国民保護措置の実施状況についての報告又は資料提出の求め	・ 関係機関
町教育委員会への措置の実施の求め	町域に係る国民保護措置の実施のため、必要限度において、必要な措置の実施の求め	・ 町教育委員会
府に対する総合調整の要請	府並びに指定行政機関及び指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整の要請	・ 府対策本部長

(3) 対策本部の開設手順等

ア 対策本部員の参集

総務部長は、町対策本部員等に対し連絡網に基づき、参集するよう連絡する。

イ 職員の配備

本部長（町長）は、国において事態等の認定がなされた場合には、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、次の基準に基づき、職員の安全確保に配慮したうえで、職員の配備を行う。

事態等の発生場所	配 備 基 準	配備体制
町 域 内	大規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常5号
	中規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常4号
	小規模な武力攻撃災害が発生し、それに応じた国民保護措置を実施する必要があるとき	非常3号
	町域で武力攻撃災害の発生が予測される時	
他 市 町 村	近隣市町村で武力攻撃災害が発生し、避難住民を受入れるなどの必要があるとき	非常2号
	近隣市町村以外で武力攻撃災害が発生し、応援の準備をする必要があるとき	非常1号

ウ 町対策本部の開設

(ア) 総務部長は、豊能町役場本庁舎に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

この際、関係機関が相互に電話、ファクシミリ、電子メール等を用いて連絡できるかどうか通信手段の状態を確認する。

(イ) 本部長（町長）は、町対策本部を設置したときは、町議会に対策本部を設置した旨を連絡するとともに、府に対しても、連絡する。

エ 町対策本部の予備開設施設の確保

町長は、豊能町役場本庁舎が被災した場合などで、町対策本部を本庁舎内に開設できない場合は、あらかじめ指定した予備施設において町対策本部を開設する。

また、町域を越える避難が必要で、町域内に町対策本部を開設することができない場合には、知事及び避難先の市町村長と豊能町対策本部の開設場所について協議を行う。

2 現地対策本部の設置

町対策本部長は、地域的特性に応じた応急対策を局地的かつ重点的に実施する必要がある場合、地域の安全性を確認したうえで、原則として事態発生現場に、豊能町現地対策本部を設置する。

(1) 現地対策本部の組織

現地対策本部は、本部長、本部員、状況により副本部長からなり、町対策本部長（町長）が指名する。

(2) 現地対策本部の所掌事務

- ア 被害状況等の把握に関すること。
- イ 町が実施する国民保護措置に関する現地調整及び推進に関すること。
- ウ 現地における関係機関との連絡に関すること。
- エ その他必要な事項に関すること。

(3) 現地対策本部会議の開催

現地対策本部の所掌事務について方針を策定し、その実施を推進するため必要がある場合、現地対策本部長は、副本部長及び本部員を招集し、現地対策本部会議を開催する。

3 初動連絡体制会議の開催

多数の死傷者や建造物の破壊等の事案が発生する兆候などの情報を入手した場合、総務部長は、関係部課長を招集して会議を開催し、情報の収集・分析や応急対策の検討を行う。

また、国（消防庁）、府、他市町村、指定（地方）公共機関などに対し、迅速に情報提供するとともに、情報の収集・分析等を行う上で必要と認められるときは、関係機関に対し、職員の出席を要請する。

(1) 初動連絡体制の組織

初動連絡体制は、総務部長を中心に、防災・危機管理組織のメンバーで構成するなどして、組織する。

(2) 初動連絡体制の所掌事務

- ア 原因情報、被害情報及び対策情報等の収集・分析に関すること。
- イ 消防、警察、自衛隊等関係機関との連絡調整に関すること。
- ウ 職員の配備体制に関すること。
- エ 住民への広報及び報道機関との連絡調整に関すること。

オ 町国民保護対策本部の設置に関すること。

カ 町国民保護対策本部が設置されたときの事務局の運営に関すること。

4 豊能町災害対策本部・豊能町危機管理対策本部（仮称）の設置

町長は、前記第1節1（2）イに定めるところに従い、豊能町災害対策本部又は豊能町危機管理対策本部（仮称）を設置する。

第3節 関係機関との連携協力の確保

町は、国、府、他の市町村、指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、国民保護措置を実施する。

1 国・府の対策本部との連携

町は、府の対策本部及び府を通じ国の対策本部と、各種の調整や情報共有を行う。

また、町は、国・府が現地対策本部を設置した場合、町の連絡員を派遣する等により当該本部と緊密な連携を図る。

2 府への措置要請等

町長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行い、必要に応じて、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。いずれの場合も、町長は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

3 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等

町長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を防衛大臣に要請するよう求める。

ただし、上記の求めができないときは、その旨及び当該町域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣（町域を担当区域とする地方協力本部長又は豊能町国民保護協議会の委員たる隊員）に対して連絡する。

4 指定（地方）公共機関への措置要請

町長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、町長は当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等ができる限り具体的に明らかにする。

5 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村に対する応援の要求

町長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

町との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その協定等に基づいて行う。

(2) 府に対する応援の要求

町長は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、知事等に対して応援を求める。

(3) 事務の一部の委託

町が、国民保護措置の実施のため、町の事務又は町長の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

- i 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ii 委託事務に要する経費の支弁方法、その他必要な事項

委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、府に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合、町長はその内容を速やかに議会に報告する。

6 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請

町長等は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは

指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び日本郵政公社をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

町長等は、それらの要請を行うときは知事等を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

なお、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事等を経由して総務大臣に対し、あつせんを求める。

(2) 他の普通地方公共団体の長に対する職員の派遣要請

町長等は、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

なお、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、国民保護法第152条第2項の規定により、職員の派遣について、あつせんを求める。

7 町の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 町長は、他の市町村長等から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い、府に届け出る。

(2) 指定（地方）公共機関に対して行う応援等

町は、指定（地方）公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 住民等の自発的な協力との連携

町長は、住民等から自発的な協力の申し入れがあり、安全の確保が十分であると判断した場合は、相互に協力し、受入体制の確保等に努め、住民等が円滑に活動できるよう適切に対処する。

《図：関係機関相互の連携協力》

